

予算常任委員会産業生活分科会

(令和2年5月18日)

○ 三木 隆委員長

それでは、予算常任委員会産業生活分科会を開会いたしますので、事務局はインターネット中継を開始してください。

マスク着用によって収録音声が聞こえにくくなることが想定されますので、ご発言の際には、必ずマイクのスイッチをオンにし、マイク正面に近い位置からなるべくはっきりとした口調でご発言いただきますようお願いいたします。

審査順序についてですが、当分科会に付託されました補正予算の議案に係る商工農水部の審査が1件ございます。

今回の分科会長報告は、本日中に全体会へ報告する必要があるため、各委員の質疑、意見を精査して作成することは大変難しい状況となっております。そのため、正副分科会長としましては、重要性が高いと思われる質疑等を中心に分科会長報告を作成したいと考えており、そのための対応としまして、分科会長報告への記載を希望する質疑等を行った委員には、併せて記載の希望をお伝えしていただきたいと思いますと考えております。委員からの記載の希望を参考として分科会長報告を作成したいと考えておりますので、全体を勘案する中で、省略することがあることをご了承ください。

それでは、商工農水部に係る議案の審査に入ります。

まず、部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 荒木商工農水部長

改めまして、皆さん、おはようございます。商工農政部長の荒木でございます。

うちの部でございますが、皆さんから、各事業者、関係各位の方からそれぞれお聞かせいただく中で、どんな事業を組み立てていっていいのかということを庁内で検討しまして、急を要する6本の事業を今回お願いしてございますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

議案第1号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第7款 商工費

## 第1項 商工費

### 第2目 商工業振興費

#### ○ 三木 隆委員長

では、議案第1号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第7款商工費、第1項商工費を議題といたします。

請求のあった追加資料を含めた説明を受けた後に質疑に入りたいと思います。

#### ○ 渡辺商工課長

商工課長の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

資料につきましては、タブレットの01、5月開会議会の中の06の産業生活常任委員会の中の001商工農水部（追加資料）というもので説明をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

#### ○ 三木 隆委員長

どうぞ。

#### ○ 渡辺商工課長

11ページのものでございます。

すみません。11分の3ページのほうから説明のほうをさせていただきます。

まず、中小企業振興資金の保証料補給を現行より上乘せするというものでございます。

保証料につきましては、現行0.6%のもので上乘せ0.2%をするというもので、スケジュールにつきましては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までということしております。

補正予算額につきましては1400万円となっております、財源は一般財源となっております。

続きまして、11分の4ページをお願いいたします。

先ほどのものは市の制度でございますけれども、次、セーフティネット資金の保証料補助金ということで、こちらにつきましては、セーフティネット保証4号、5号並びに危機関連保証に関する融資の保証料の一部を補助するというものでございます。

それぞれの保証の適用期限は、2の内容の表のとおりでございまして、スケジュールといたしましては、4月1日から申請受付を開始しまして、申請受理から2週間程度で補助をさせていただきたいというふうに考えております。

期間としましては、令和3年3月31日までに受付を終了させるというようなスケジュールでございます。

補正予算額につきましては3億3300万円となっております、こちらも一般財源からというふうになってございます。

11分の5ページのところにつきましては、セーフティネットの概要をつけさせていただいております。

また、11分の6ページのところにつきましては、これは、5月1日から新たに三重県のほうで、セーフティネットのまた別の枠ということでつくられた制度になっております。

こちらにつきましては、利子につきましては一部ですけれども、条件によっては3年間免除になると。あと、保証料の利用者負担分につきましても条件によってはゼロ%になるというような制度になっております。これは5月1日から適用されてございます。

続きまして、11分の7ページをお願いいたします。

テナント賃料減免等支援補助金としまして、こちらにつきましては、ビルや建物のオーナー等に賃料の減免など特段の配慮を促すために、その減免額の一部を補助することによって、テナント等の事業の継続を下支えするというものでございます。

スケジュールにつきましては、議会に認めていただきましたら、5月の議決を頂きますして5月20日から申請受付を開始していきたいというふうに考えております。申請受理から2週間程度で補助をしていきたいというふうに考えてございまして、受付終了は9月30日としております。

補正予算額につきましては4億5000万円で、一般財源というふうにしております。

続きまして、11分の8ページをお願いいたします。

中小企業雇用継続支援補助金といたしまして、国が実施しております雇用調整助成金への上乗せというものでございます。

こちらにつきましては、スケジュールとしましては6月1日から申請受付を開始しまして、受理から2週間程度で補助をさせていただきたいというふうに考えております。受付終了は12月28日までということで、補正予算額は1億8400万円、一般財源という形でみなしてございます。

続きまして、11分の9ページをお願いいたします。

三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金負担金ということで、こちらは三重県が行う緊急事態措置による休業要請・依頼に対しまして、県と市で協力金を交付するというものでございます。

スケジュールといたしましては、4月27日に県の協力金の申請受付が開始されております。

県に確認しておりますと、5月7日から給付を開始すると聞いておりましたけれども、実際に確認したところ、5月11日から支給を開始しているというふうに聞いております。

5月22日に申請受付終了ということになっておりまして、四日市市の補正予算額といたしましては5億2500万円でございます。

こちらの支出につきましては、国庫支出金を3億2300万円余、一般財源を2億100万円余というふうにさせていただいております。

続きまして、11分の10ページをお願いいたします。

四日市市プレミアム付食事券事業費補助金、こちらは四日市商店連合会を中心としまして、クラウドファンディングを利用したさきめし券プロジェクトへの支援を行うものでございます。

内容につきましては真ん中の表のところ——絵のところですが——スケジュールとしましては、4月21日に参加飲食店の募集を開始しておりまして、4月28日にクラウドファンディング応援スタート、5月29日に応援終了というふうになっております。6月上旬頃に参加飲食店へ入金をして、応援者への食事券の郵送を予定してございます。7月以降に食事券の利用開始ということで、コロナの状況を見ながら有効期限6か月以内で設定をしていくという予定でございます。

補正予算額につきましては1億3300万円となりまして、一般財源としております。

最後、参考までに11ページのところにセーフティネット資金の申請等について載せさせていただいております。この3月2日から今まで——5月13日現在でございますけれども——セーフティネットの認定を1032件させていただいているところでございます。特に5月に入ってから、1日に70件以上の申請を頂いていると、認定をさせていただいているという状況でございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたら発言願います。

○ 樋口龍馬委員

よろしく申し上げます。

まず、確認させていただきたいことがあって、テナント賃料減免等支援補助金についてなんですけれども、イメージのところを拝見しますと、アスタリスクをつけているところに賃貸借契約書、減免等を実施した資料等で確認という記載がございます。

これって、例えば逆に領収証を切ってもらって、5月分家賃を一度納入されたような場合でも、お金を戻してあげる対応が可能なのかどうか教えてください。

○ 渡辺商工課長

可能でございます。

○ 樋口龍馬委員

これについて期限は、例えば6月に踏み込んでから5月分を減免とかというふうに遡及して大家さんが対応した場合も範囲に入るということでよろしいですね。

○ 渡辺商工課長

そのとおりでございます。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。

続いてよろしいでしょうか。

○ 三木 隆委員長

はい。

○ 樋口龍馬委員

11分の10のプレミアム付食事券なんですが、さきめし券、大変好評を博している状況で、1億円を既にクラウドファンディングの額としては突破をしていくと。

もしこの予算が足りなくなったら、改めて補正予算を上げていただくというイメージでよろしいですか。

○ 渡辺商工課長

そのとおりでございます。

○ 樋口龍馬委員

最後に、お願いをいたします。

参考としてつけていただいた部分についてでございますが、委員長、よろしいでしょうか。

○ 三木 隆委員長

はい。

○ 樋口龍馬委員

11分の11ページなんですが、今回の審査に関わるものではないので、後日で結構ですが、教えてほしいです。

認定があって、申込みがあって、貸付けの実行があってというところで差分が出ています。この差分の貸付実行に至らなかった経緯をある程度把握したいというふうに考えておりまして、分かるようであれば調査いただきまして、後日提出いただきたいと思います。可能でしょうか。

○ 渡辺商工課長

対応のほうをさせていただきます。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。

あまりにもひどい断り方をしているようだと、今後ちょっと議論を必要とするのかな

というふうに考えましたもので、参考資料でありましたが触れさせていただきました。  
終わります。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 笹井絹代委員

このテナント賃料減免等支援補助金のところなんですけれども、この間の会議でも説明があったんですが、もう一度確認したいんですけど、4月分も入っているということによるのでしょうか。

○ 渡辺商工課長

対象につきましては、5月、6月、7月の3か月分の賃料を対象にさせていただきます。

○ 笹井絹代委員

4月分というのはどうなんでしょうか。

○ 渡辺商工課長

すみません。4月の賃料というのは対象になっていないということでございます。

○ 笹井絹代委員

4月から、そういう休業に入っていたり休業要請が出されているわけですが、4月は含まないのでしょうか。

○ 渡辺商工課長

今回につきましては、4月分は対象にさせていただきます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 小川政人委員

本会議場でも質疑したんやけど、スケジュールでいくと4月1日に始まっておる事業があるんやわな。こんなことができるのか。普通やったら予算がないとできやんと思う。

○ 渡辺商工課長

既決の予算のほうから対応させていただいているというものでございます。

○ 小川政人委員

年度初めやで、既決の予算、既決の予算と言うけれども、そんなのできへんやんか。既決の予算は、何に使うかというのは、きちっと決まっているんやから。

それで、勝手にした事業が何件かあるやん。マスクの購入もそうやけど、何件かあるんやで、議会に要請すれば、会期内やで、みんな、これ。

それか、もっと早くに補正予算を組んで、3月のうちに議会に求めるということも大事なことやろうと思うんやけど、これ、ルールとしていいのかね。勝手に、もう既決予算で対応しましたとって、お前ら、後から承認しろという話になるわな。承認されなかったら、どうするのかという。緊急のことやで、あかんとまでは言わへんけれども、もし否決されたら、これ、どうするんやという話やわな、空約束したということになるんやで。それはあかんやろう、きちっとルールを守らんと。

役所が一番頼りにされておるのは、法律とかルールを守ってくれるから、市民は皆安心して皆に任せておるんやけど、そこが一番簡単な法律とかルールを守らんと勝手にしますわとやっていったら、おかしいやないか。何のための二元代表制なんやというのも分からんし、こんな議会をばかにしたことはないで。議会は開けられるんやもん、開こうと思ったら。

仕事やでな、不要不急と違うんやで、出てくるんやで、招集してくれたら、やると言うてくれたらな。これ、何件もあるんやでさ、やらなあかんわ、こんなもの。誰もこれをやるという人はいなかったのか、おかしい話やな。

それから、さっきのこれはこれで、また理論的にか、法的にできるんやとかいうんやったら、部長、また持ってきてくれたら、そういう話をしよう。ここではなかなか難しいで。

中身としては悪いことではないと思っておるので。やり方が全然あかんということやな。  
もう一つ、さっきのテナント賃料減免等支援補助金やわな。4月から休んでおるのに、  
なぜ4月から遡及してやってやらんや。

○ 荒木商工農水部長

議案聴取会するときにも若干申し上げましたけれども、4月分の休業要請に対する補填みたいなものは、一応県と市と一緒にあって新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金というような格好で支給されていますので、若干かぶる部分もあるやないかというような理由が一点、議論の中でございます。

それと、ある一定、持続化給付金的な位置づけにしたいというような思いもございまして、こちらの5月から7月の当面3か月分というふうに設定させていただいたところでございます。

○ 小川政人委員

県と一緒にした4月分のスキームがあるというんやけど、それよりもこっちのほうが金額は上なんやろう。

○ 渡辺商工課長

県の協力金につきましては、休業を協力していただいたところには50万円の支給になります。

○ 小川政人委員

1か月分やな。

○ 渡辺商工課長

いや、その協力いただいた期間ですね。

○ 小川政人委員

だから、5月も6月も期間に入るわけやろう。

## ○ 渡辺商工課長

県の協力金の期間につきましては、少なくとも4月22日から5月6日まで休業をしていただくことが対象要件ですので、約2週間の期間です。

## ○ 小川政人委員

2週間の中で休業してくれた協力金ということなんやけれども、4月から店を閉めておるところ、ようけあるんやわな。そこら辺、それはそれとして、テナント賃料の補給をやっていく方が、今やっておることに合っているんじゃないのか。

例えば、10万円の給付金をやるわ、それから、困窮な学生にもやるわって、それから、児童がおるところには1万円とかさ。それ、皆かぶっておるやん。より手厚くしようというこでやっておるんやから、かぶっておるから4月分はやらんというのは理由にならんと思うんやけど。

## ○ 荒木商工農水部長

すみません。ちょっと申し上げるのを忘れていまして申し訳ございません。

一応こちらの補助金については、ある一定、政策誘導的なことを図っていきたいというふうなイメージでございます。あくまでもテナントを持続化させるために、オーナーさんとともに一緒になって、この制度設計を見てもらって、オーナーさんが減免してやってくださいと、テナントの持続化のために協力してやってくださいと。そういうことで、市とともに一緒になってテナントを応援していこうやないかというような、一応政策誘導的な補助金というふうな感じもございまして、4月分に関しましては、もう既に支払いが終わっておるということもございまして、政策誘導にはならないというふうなこともございまして、5月分から7月分というふうなことにさせていただいたものでございます。

## ○ 小川政人委員

政策誘導にならんというけれども、4月をやってあげても何も政策誘導の邪魔をするわけではないわけや。現実に休んでテナント賃料を払っておる人はもうおるんやから、そういう人たちを助けるためにというか、それとも持続化ということでいくと、4月分を補助してもらえて何とか助かったわという人も出てくるかも分からんのやから、俺は、4月って結構休んでおったと思うので、それはきちっと補助してやるべきやなと思うんやけど。

○ 三木 隆委員長

意見でよろしいでしょうか。

○ 小川政人委員

これ、議論をやっても擦れ違いやろうな。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 笹井絹代委員

関連で。

今ちょっと小川委員が言われたように、やはり今、三重県も解除になって再開という形になっているんですが、やっぱり4月というのが一番いろいろきつかったかなと思うんですけど、例えば4月から6月とかという形ではなくて、やはり5月から7月でしょうか。

○ 荒木商工農水部長

何度か繰り返しになって申し訳ございませんが、やはり持続化の位置づけと政策誘導の位置づけ、この2点から5、6、7月と。4月分に関しましては政策誘導的なことにならないということと、持続化ということで、これはテナント等々の大方の話を聞いておると、今現状としましては、確かに委員らがおっしゃられますように、テナント、特に飲食店にとって、ゴールデンウイークが一つの山場というふうな話を聞いてございます。

そちらの話をお聞かせいただいておりますが、例えば私どもとしては、市でやれることとしまして、さきめし券をこの事業で取り組ませていただいております。そちらで資金支援するとともに、県のほうと協力して、先ほども申しましたが、休業に協力してもらった店舗は協力金をお支払いすると。それと、もう間もなく国の制度で持続化給付金100万円、200万円のものも措置されます。

そういったことから、今現状は一息ついたというふうな話もお聞かせいただいておりますので、私どもは5、6、7月でいかせていただきたいという案でございます。

以上でございます。

○ 笹井絹代委員

本当なら一番大変なときにそういう手だてをしてあげるのがいいんじゃないかと思うんですけど、何でもまた5月から7月というふうな形になったのかなど。これは私の意見ですけども。

終わります。

○ 中川雅晶委員

これはオーナーさんの理解がないと進まない施策なので、大体家賃というのは、次の月分を払うことになるので、4月に払っても5月分の家賃であれば対象になるというふうに確認をさせていただいていますし、5、6、7月の3か月、あくまでも3か月間の政策誘導的な施策だというふうにお伺いさせていただいているんですが、それで間違いないでしょうか。

○ 渡辺商工課長

そのとおりでございます。

○ 中川雅晶委員

しかも、この時点は今と状況が少し違って、四日市の中でもクラスターが発生したりとか、感染症に対するいろんな市民感情であったりとか緊迫感というのが、今以上に厳しい状況であったし、特に飲食店を中心とした小規模の事業者さんが先行きを本当に不安視している中で、四日市市議会のまちなか議連さんも直接お話を伺って、早く対応してほしいという声を聞いた中で、今回のような形になったというふうに理解をさせていただいておりますので、それは一定、私としては理解をしているところであります。

なおかつ、政策誘導的な、多くのオーナーさんが理解をさせていただいて協力いただける体制へ持っていかなきゃいけないと思うんですが、有効利用してもらうための、オーナーさんへの告知の方法であったりとか、今後の検証であったりとか、この3か月間どういふふうに施策展開をしていくおつもりがあるかというのだけ確認させていただきます。

○ 渡辺商工課長

この制度の周知につきましては、当然ホームページ等々でさせていただくとともに、不動産関係の関係団体などにも私どものほうから働きかけをして、多方面に紹介していただきたいというふうに考えております。

#### ○ 中川雅晶委員

ぜひ、不動産会社であったりとか管理会社であったりとか、そういうところを活用しながら、多くのオーナーさんに告知をしていただいてご理解いただいて、この施策を有効活用していただくように重ねてお願いをさせていただいて終わります。

#### ○ 三木 隆委員長

他に。

#### ○ 日置紀平委員

この予算については、必要性は大なので、初めからよしとしていました。

苦言です。この場で苦言を言うのは、時間の問題もあるから委員長はやめてくれと言うかもしれないけど。

小川委員が本会議で質問して、ここでもありました。何でこんなことになったんや、不信感を持たれるような、違反までしなきゃいけないのか。

だから、委員長、非常に心を痛めた。僕は委員長に尋ねた。そうしたら、議長から頼むと言われたから、うんと言ったと。流れとしては、人情的な委員長だから、それは大変ご苦勞してもらったと思うんですよ。

だけど、あんた、よく分かっているのに、そのままどんと行くという大きな過ちを犯した。あんたさんに指示をしたのは誰や、財政経営部長か。その指示をしたのは誰か、副市長か。その上は市長だ、最高責任者である森市長は責任を取らないかん。だから、それを小川委員が追及したんです。

委員のメンバーも、議員のメンバーも、そのまま見過ごしたらあかんの。分かっておって、それをやったことで大きな間違いが生じたんですよ。

今、委員から質問があったように、早く決めて、早く必要な人を助けてあげないかん。それを24時間、1日昼夜、いろんな議論して早くその方向性にしていかないかんことは、我々も理解していますよ。

だから、4月のどこかで早いときに委員会を開いてくれって、あんたが委員長に頼めばよかった。それだけのことに何分かかるのか。

それは今後に大きな禍根を残すどころか、法違反という問題が出てくると思うけど、どうやってするのか。最高責任者は森市長ですよ。

このことは、委員長、しっかりと、これから大事なことなので。

これまでもあったとか何とかというそんなことは、これまでの過去は別。今なんです。

だから、本当に議会に対する軽視もいかげんにしておかないかんし、それよりも法令を違反したことに大きな課題があるので、私はここで言って聞いてもらうだけでは済まないで、しっかりと心得ておいてください。

委員長、ありがとう。

○ 三木 隆委員長

意見でよろしいですか。

○ 日置紀平委員

これは意見ですね。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

ほかのところでもいいですか。

○ 三木 隆委員長

いいですよ。

○ 中川雅晶委員

この三重県の新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金負担金というやつで、三重県の50万円のうちの25万円は市負担額と、半分半分という形で、その財源のうち、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を3億2300万円、ほぼ最初に交付された全額をこ

ここに投入しているというところで、それは、例えば三重県のほうから、事前にこういう施策をすると、半分は市町で持ってくださいねと。その財源のうち、それぞれに交付される金額は、市町によって別々でしょうけど、国から全国に配分される1兆円の分のうちの、この間言われていた8割だか7割を先にとという分の、四日市市としては3億円ちょっとを交付されるという、この交付金を充てるといのは事前にそういう説明を受けてこの施策というのを展開されているのかだけ確認したいです。

#### ○ 荒木商工農水部長

こちらにつきましては、事前の説明を、財政経営部のほうで受けておるかどうかということまで確認はしてございませんが、私どもの認識といたしましては、テレビ報道等々を通じて知事がおっしゃって見えますけれども、協力金を出すに当たっては、当然のことながら国からの臨時交付金を当てにしつつ、協力金の金額、あるいは交付を決めていったという経緯がございます。三重県におきましても、そういった知事からの発言はございました。

したがいまして、私どもにつきましても、半分相当を負担する中で、財源充当はこの臨時交付金を充てているというような認識をしております。

以上でございます。

#### ○ 中川雅晶委員

私が確認したかったのは、この施策自体が悪いと言っているわけではなくて、この施策を推進するに当たって、県と十分、事前に県からも説明を受けて、市としてもしっかりとスキームを理解した上でこの施策決定したかどうかというところ。

しかも、その国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というやつは、ほかの使い道もないわけではないと思うんですけど、これに全部ぶつ込むというところも、事前にちゃんと調整されたかどうかというところだけちょっと確認したいです。

#### ○ 荒木商工農水部長

すみません。申し訳ございませんでした。

県の直接担当しておる部局が雇用経済部ということで、私どもとふだんから顔見知りということではないんですが、連絡の窓口というようなことになってございます。

したがいまして、委員ご心配いただいた内容とか、こういった業種に協力要請していくと、休業要請をかけていくというようなことも含めまして、私どもも十分理解する中で対応させていただいたという認識をしています。

したがいまして、県のほうでは、受付窓口は県でやるということでございましたが、市町のほうにも、実際に相談は、市民あるいは事業者からの相談は乗ってくださいというような依頼もございましたことから、一体となって私どもは対応させていただいたということでございます。

以上でございます。

## ○ 中川雅晶委員

市民からの意見は、それはそれとして、僕は、そういうニーズが当然あると思うんですけど、市と県がちゃんと連携してやったかどうかだけを確認したかったんです。

何か市町によっては、ちゃんとコミュニケーションが取れない間に半分負担やという不満を持っているような市町も聞かないわけではないんですけど、その辺が四日市市の場合、ちゃんと連携を取った上で施策展開されたかどうかということだけを確認したかったので、施策自体をどうのこうのと言っているわけではありませんので、そうやって意思決定されたのであれば、これが有効に活用されるように施策展開していただきたいなというふうに思います。

全般的に、小川委員の先ほどの本会議場での質疑にあったように、法律違反かどうかというところは、ちょっとすぐには僕もよく分かりませんが、いろんな選択肢があって、専決処分をして報告するというやり方もあったでしょうし、緊急議会を開いて、本会議を開いてやるという方法もあったでしょうし、今回のように、既決予算の中で、こういう状況で事業自体をストップ、ないしは、もう見送らざるを得ないというような予算の中から、会計上瑕疵のない範囲で、先に流用して行って後で補正予算を上げるというやり方もあって、今回はこれを選択されたということやったように理解をしておりますし、当時は、議会も5月6日までは基本的には開けないということが各派代表者会議等で確認された上で、しかも、なるべくこういうことを議員の皆さんに、こういう施策ということは事前にメール等で配信させていただいたというところで。

ただ、こういうことが常態化してはいけないということは、もう小川委員がおっしゃるように僕もそう思いますし、しっかりとセオリーどおりやっていかなきゃいけないし、こ

れを認めたからといって、慣例になっていくということは本意ではないんですが、ただ、本当に緊急事態的な、本当に今まで経験したことがないような状況であったということは、否めないと思いますので、ぜひその辺は、私は理解しているところであります。

以上です。

## ○ 小川政人委員

名前が出たので。

専決処分はできない規定があるんやから、専決処分の範囲を超えて、金額的に超えておるわけやから、それはもうできないし、それから、もう一つは、確かに災害、水害なんかで堤防が切れたのに予算ないからほっておけという話とは別や。

マスクは、1週間、2週間たった今では、もう市中に多く出回って、あれは済んだので、無駄やったなとも思うけれども、これは委員会が違うであれやけど、絶対近々に要ったものではないと思っておる。

それから、もっと早く言えば、今年の2月に日置委員が一般質問で、コロナ、どうする、いいのかという話をしたやん。まだそれは3月の予算を決める段階で議会も開いておったんや。

そういうこともきちっと、疫病対策も、こういう対策もやっておかんとあかんのに、あれだけ知らん顔をしておって、消毒液もマスクも何もなかったというような、危機管理が全然できていない。

危機管理ができてないから、後から、法令通りなんかより、これのほうが都合いいことやという話やけど、俺らの議決権は縛っておるんやで。賛成せなならんや。否決してしもうたら、これ、執行できへん。

そうすると、否決するなということになるので、そこでいくとな、きちっと、議長も副議長もきちっともつと、理事者の言いなりばかりではあかんで、きちっと議会を代表して物事をやってもらわんとあかん。

これは、もうこれだけにとどめておく。

一つだけ聞きたい。これ、三重県も議会を開いていないのか。

## ○ 荒木商工農水部長

県から伺ってございますのは、発表した時点、協力金を支給するということを発表され

た時点ではまだでしたが、その後——4月24日ぐらいでしたか——議会をお開きいただいたと、それで議決いただいたというふうなことを伺ってございます。

○ 小川政人委員

議決してから執行の順番やな。

だから、できるんや。それをおろそかにしてしまっ、見本があるやないか、三重県議会できちっとしておるんやで。

○ 三木 隆委員長

意見でよろしいでしょうか。

他にご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

○ 小川政人委員

討論ある。

先に議決前に執行とか、スケジュールができたものについて、俺は、中身は何も文句を言わへんのや。それをやったこと自体に不信感を感じるの、その部分について反対をします。

○ 樋口龍馬委員

予算の案について反対をされるということですか。

○ 小川政人委員

反対をします。中身がというより、こんなやり方をしておったらあかんと思う。

○ 樋口龍馬委員

では、賛成の立場で討論をさせていただきます。

小川委員の言われる内容について、全く私は異を唱えるというものではないんですが、今回の補正予算を議論していく中で、上程の在り方等と一つ切り分けて物事を整理して考えたいなというふうに私は考えるところから、本補正予算については賛成の立場であると

いうことを討論で表明させていただきたいと思います。

○ 三木 隆委員長

他に討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りします。

反対表明がありましたので、挙手により採決を行います。

議案第1号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費について、可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○ 三木 隆委員長

賛成多数です。よって、本件は可決すべきものと決しました。

それでは、全体会審査に送るべき事項について、委員の皆様からご提案がありましたら挙手にてご発言願います。

○ 小川政人委員

議決前に執行されたことについて、ほかにも他の委員会が所管する部分もあったというふうに思っていますので、その部分について全体会送りを提案いたします。

○ 三木 隆委員長

それでは、議案第1号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費について、全体会

に送るべきとの意見がありましたが、本件を全体会審査に送ることについて、賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○ 三木 隆委員長

賛成少数であります。よって、本件を全体会審査に送らないことといたします。

[以上の経過により、議案第1号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第2号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費について、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

最後に、今回の分科会長報告の記載につきましては、正副分科会長に一任していただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ありがとうございます。

それでは、以上で審査が終了しましたので、産業生活分科会を閉じさせていただきます。お疲れさまでした。

11:13 閉議